

美しい国土づくりに関する資料

- 1 . 景観保全・形成に関する制度・事業 … 1
- 2 . 国民の街なみ・景観に対する意識 … 2
- 3 . 地域のシンボルを活かした広域的な景観の保全・整備 … 4
- 4 . 国土の特徴的な景観・地形の保全・整備 … 8

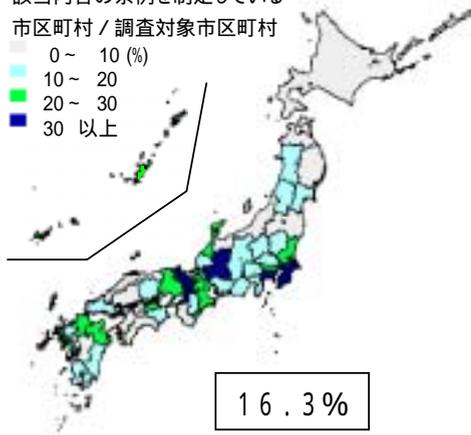
「景観の保全・形成」を目的とした独自条例を制定している市区町村の割合は、住環境や、自然環境の保全を目的にしたものより、未だ低い水準に止まっている。

景観条例を根拠とする景観形成地区のタイプは、歴史自然景観を維持することを目的とする維持型、新規又は既存の都市景観を望ましい姿に誘導することを目的とする形成型に分類され、歴史維持型と自然環境維持型の景観形成地区のタイプが多い。

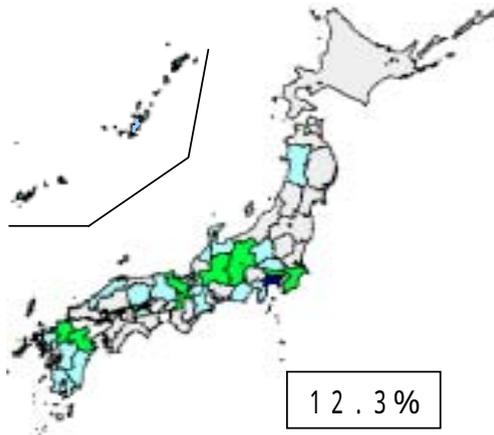
住環境の保全等 を目的とした条例を制定する市区町村割合

該当内容の条例を制定している

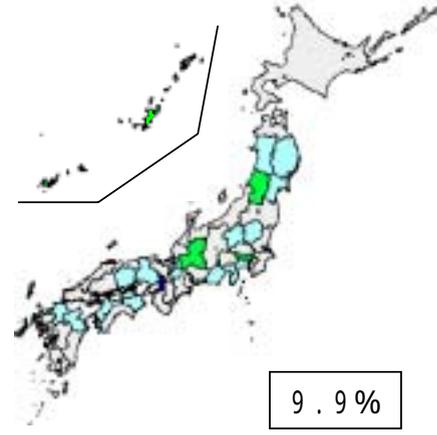
市区町村 / 調査対象市区町村



自然環境の保全等 を目的とした条例を制定する市区町村割合



景観の保全・形成 を目的とした条例を制定する市区町村割合



(注) 1. 調査は、2000年1月～3月に全国の政令指定都市を除く3,240市区町村を対象に条例の制定状況、目的等についてアンケート形式による調査を行ったもの(回収できた市区町村は1,962(回収率60.6%))。

2. 各条例割合は独自条例のみによる。

独自条例: 自治体が地方自治法(条例制定権)を根拠として制定している条例。

参考) 委任条例: 都市計画法や建築基準法等の個別法に位置づけられた条例。

(出典) ・まちづくり条例研究センターHP (<http://www.machiken.gr.jp/>)、により国土交通省国土計画局作成。

・高田真・中井検裕「景観条例による景観誘導の実態と効果に関する研究」都市計画論文集37号、2002年、PP.349-354

全国141自治体(124市区町村、17都道府県)を対象に実施したアンケート調査(2002年1月、回収率85.5%)により、106自治体(92市区町村、14都県)の184形成地区を把握。

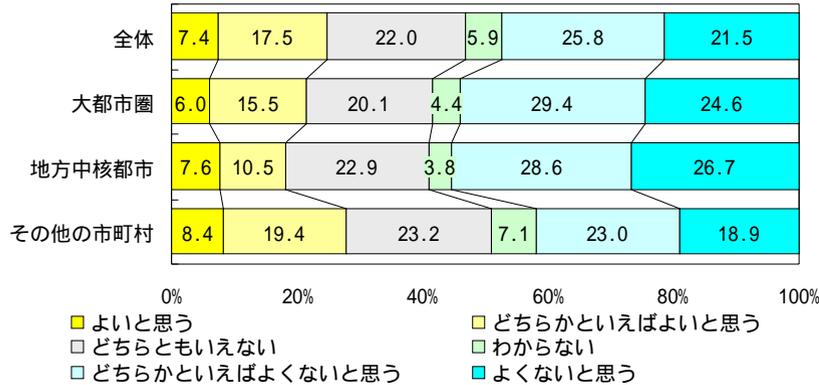
景観条例を根拠とする景観形成地区のタイプ

形成地区タイプ	地区数	内容
歴史維持型	51	既存の良好な歴史的街なみを維持する
自然環境維持型	46	既存の良好な自然環境を維持する
住環境維持型	14	既存の歴史自然以外の良好な景観を維持する
中心地形成型	25	都市の中枢機能が集積する都心の景観を形成する
商業地形成型	23	街なみを改善し商店街を活性化する
シンボル形成型	12	大通りなどシンボル空間を形成する
住環境等形成型	13	新規開発等に合わせ良好な住環境等を形成する
総計	184	

国民の街並みや景観への評価は総じて低く、特に大都市圏、地方中核都市において低い。

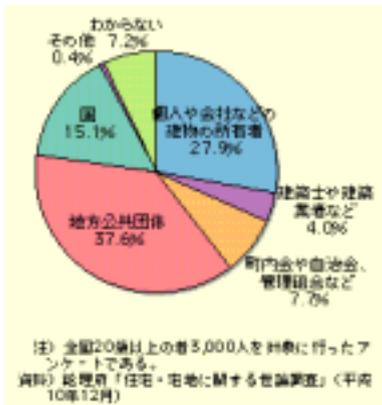
「街なみや景観を良くするために誰が責任を負うべきか」については、地方公共団体に対する期待が大きく、「街なみや景観を良くするために行政に期待される取組み」としては、より強い規制よりも、普及・啓発活動や、誘導などの緩やかな取組が期待されている。また、まちづくりNPOへの参加については、約3割が前向きな回答。

国民の街なみや景観への評価
(都市規模別)



(出典)H14年度版土地白書
国土交通省「平成14年度土地問題に関する国民の意識調査」(H15.1)
調査対象:全国の20歳以上の者3,000人
有効回答数:2,257件(回収率75.2%)

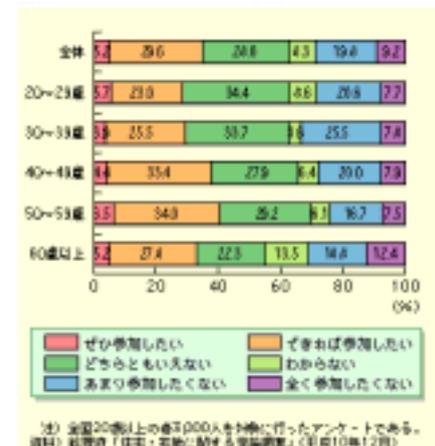
街なみや景観を良くするために誰が責任を負うべきか



街なみや景観を良くするために行政に期待される取組み



まちづくりNPOに参加したいか

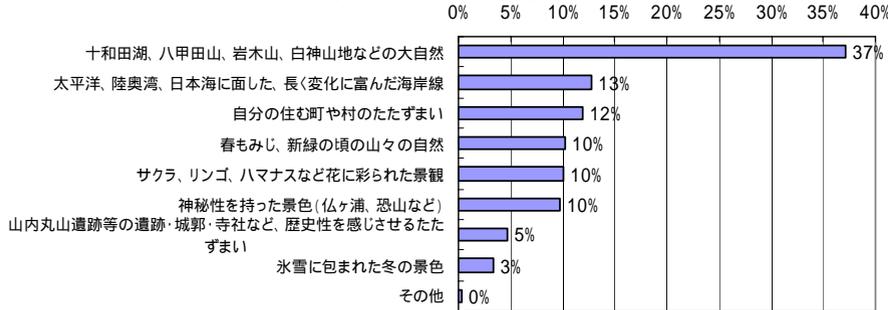


地方圏（青森県）の住民は、大切にしたい景観としては、地域のシンボルである自然を挙げる回答が多く、景観を損ねる事柄としては、廃棄物の野積みや水辺の汚れに対する回答が多い。

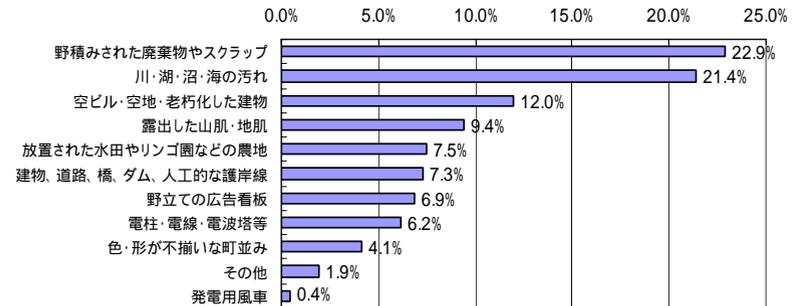
大都市圏（東京都）の住民の景観に対する印象としては、まちの夜景や橋などの人工構築物や、まちなかの緑に対する良い印象が多い反面、屋外広告物や電柱・電線に対する悪い印象が多い。また、都市景観を魅力的なものにしていくために必要なこととしては、電柱・電線の地中化や屋上緑化・緑を活かした街づくりに対する回答が多い。

青森県「景観に関する県民意識について」

大切にしたい青森の景観



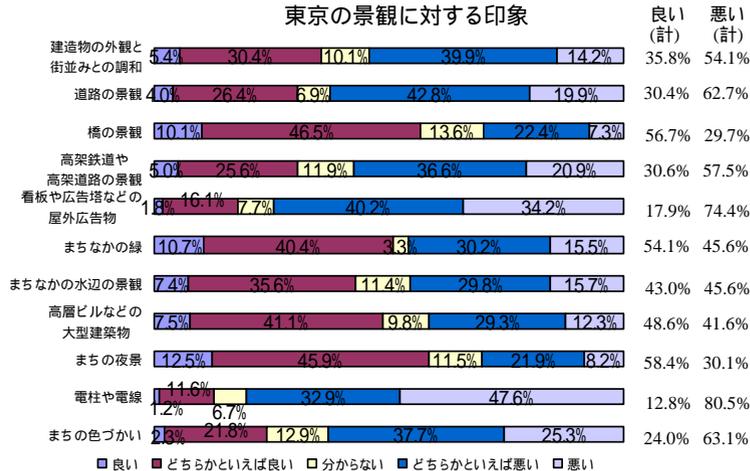
どのようなものが、美しい景観や大切な景観を損ねてしまうか



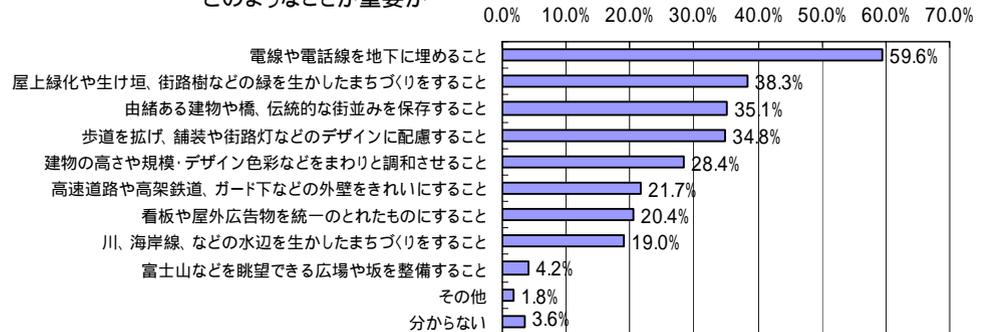
(出典) 青森県HP
 青森県「景観に関する県民意識調査について」(H14.7)
 調査対象：県政モニター200人
 有効回答数：162件(回収率81.0%)

東京都「都市景観と屋外広告物に関する世論調査」

東京の景観に対する印象



東京の都市景観を魅力あるものとしていくためには、
 どのようなことが重要か



(出典) 東京都HP
 東京都「都市景観と屋外広告物に関する世論調査」(H14.8)
 調査対象：東京都民3,000人
 有効回答数：2,084件(回収率69.5%)

東京区部は、江戸時代には富士見の名所が至るところに分布していたが、周辺建物の高層化等により、現在、富士山を望むことが出来るのは、江戸時代の40カ所以上が1カ所を残すだけとなっている。

江戸時代における富士見の名所

現在、富士山を望むことが出来る一カ所

富士見の名所	
1	富士見坂(西日暮里:花見坂)
2	富士見坂(大塚:不動坂)
3	富士見坂(目白)
4	富士見坂(本郷)
5	富士見坂(神田小川町)
6	富士見坂(九段)
7	富士見坂(永田町)
8	富士見坂(芝公園)
9	富士見坂(西麻布:大横丁坂)
10	富士見坂(南麻布:青木坂)
11	富士見坂(渋谷:宮益坂)
12	富士見坂(渋谷:南郭坂)
13	富士見坂(目黒)
14	行人坂/富士見茶屋(下目黒)
15	龍隠庵
16	礪川(小石川伝法院下)
17	高田馬場
18	水道橋
19	駿河台
20	青山仙寿院
21	青山龍岩寺
22	目黒元富士(目切坂)

富士見の名所	
23	目黒新富士(別所坂)
24	目黒爺々が茶屋(茶屋坂)
25	千代ヶ崎
26	品川御殿山
27	吾妻橋
28	柳橋隅田川対岸
29	両国橋
30	回向院
31	新大橋(三ツ俣)
32	深川万年橋
33	永代橋
34	深川八幡
35	浅草吉原
36	浅草本願寺
37	神田紺屋町
38	駿河町
39	八ツ見町
40	日本橋
41	京橋
42	数寄屋橋河岸
43	山下町
44	鉄砲洲亀島川対岸

東京都市景観マスタープラン(H6.3策定)抜粋

第1章 東京の景観特性

第4節 その他の要素からみた景観特性

- ・P23「広重の絵の背景には富士山や筑波山が描かれ、これらが江戸の重要なランドマークであったものと思われる。」
- ・P24「…富士山や筑波山の眺望を街づくりのなかで取り戻すことも不可能なことではない。これらはかつて絵に描かれた風景を通じて、現代の都市景観形成をすすめるなかで江戸や明治の人々と共感できる風景を継承していくことも、風景づくりの重要な視点である。」
- ・P25「日本の象徴でもある富士山の眺望を再び東京のランドマークとして都市景観の中に取り戻していく方法として、富士山の見える公園緑地、富士山を望む広い道路、坂道や展望台など、多様な眺望点を整備することが考えられる。」

第2章 景観形成の構想

第2節 目標達成のための10の指針

指針1 大地の構造を重視する

- ・P33「都民に親しまれた富士山や筑波山を遠景に取り込める眺望点を確保する。」

岩手県の「岩手県の景観の保全と創造に関する条例」では、風景保全の重点地域を「景観形成重点地域」に指定。その一つである「岩手山麓・八幡平周辺景観形成重点地域」では、岩手山の雄大な自然や地域に調和した統一感ある景観形成を図るため、重点地域を地域特性に応じて四つに区域区分し、それぞれの状況に合わせて地区毎に景観形成基準を定め、これに沿って、景観形成を推進。なお、重点地域と隣接する盛岡市でも岩手山への眺望保護のための誘導がされている。

「岩手県の景観の保全と創造に関する条例」(H4.10制定)

目的: 地域の特性を生かした優れた景観の保全と創造を図り、もって県民が誇りと愛着を持つことができる美しい県土の実現。
 景観形成重点地域: 美しいふるさと岩手の景観を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくため、県民に親しまれたり、誇りとなっている優れた景観を有する地域や優れた景観を保全、創造していく必要のある地域を景観形成重点地域として指定。
 (H10.4に「岩手山麓・八幡平周辺地域」を、H12.4に「平泉周辺地域」を指定。)

景観形成の進め方: 景観形成重点地域に指定されると、その地域の景観形成に関する方針や景観形成のための基準を盛り込んだ景観形成重点地域計画に基づき、景観形成のための指導、助言を行いながら、その地域の景観形成を長期的、計画的に進める。

岩手山麓・八幡平周辺景観形成重点地域の区域区分

「岩手山麓・八幡平周辺景観形成重点地域」の四つの区域区分

- 山岳景観保全区域
地域の基調となる自然景観の保全を図る地域
- 山麓景観形成区域
自然景観の保全と豊かな自然と調和した景観形成を図る地域
- 田園景観形成区域
岩手山・八幡平を背景とする美しい田園景観の保全と創造を図る地域
- 沿道景観形成区域
自然の保全、施設などの景観の誘導などによる良好な沿道景観形成を図る地域

「盛岡市都市景観形成建築等指導要綱」(H6.10施行)

岩手山の眺望の水平視角に相当する範囲で、距離帯別にゾーン指定を行い、眺望のために確保しなければならない仰角から眺望障害を起こさない標高を求め、地盤高さを差し引いた高さ制限をかけている。



(出典)岩手県HP

岡山県の「岡山県景観条例」では、風景を保全すべき地域を「景観モデル地区」に指定。

その一つである「後楽園背景保全地区」では、歴史的、文化的に優れた景観を有する後楽園からの背景・借景を保全するため、背景保全地区内では、背景・借景に及ぼす影響を出できるかぎり少なくし、かけがえのない眺めを保つために、背景保全地区内での大規模行為については計画の構想段階で景観に関する事前指導を実施、必要に応じて協議を行い、眺望景観形成を推進。

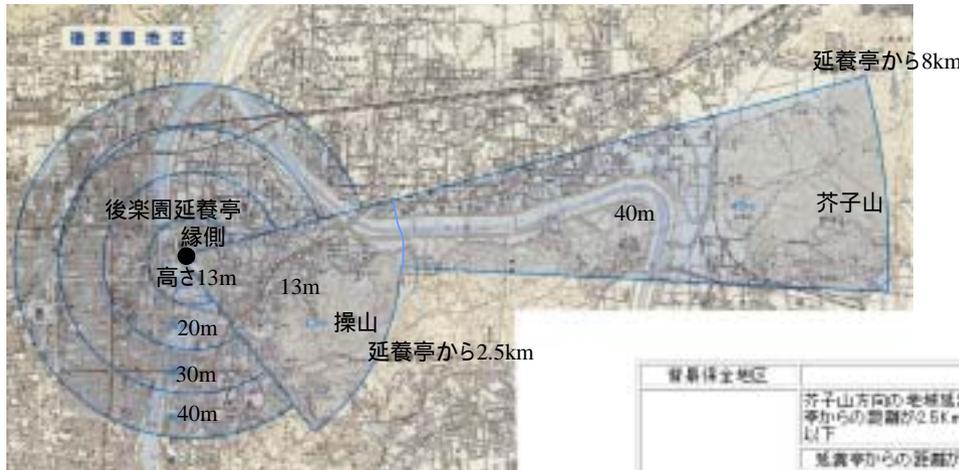
「岡山県景観条例」(S63.3制定)

目的: 県土の景観形成に関し、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観形成に必要な施策を推進することにより、地域の特性を生かした優れた景観を守り育て、もつて郷土岡山の快適で文化の薫り高い景観を創造すること。

景観モデル地区: 特に県民に親しまれ、かつ、県民の誇りとなる景観を有する地域又は新たに優れた景観を創造すべき地域を指定。

景観形成の進め方: 景観モデル地区に指定されると、その地域の景観形成に関する方針についてのモデル地区基本計画や景観形成のための基準を盛り込んだ景観形成基準を策定し、これに基づき、景観形成のための指導、助言を行いながら、その地域の景観形成を長期的、計画的に進める。

後楽園背景保全地区



景観シミュレーションにより

後楽園の借景に影響を与えると評価された事例



届出の対象行為

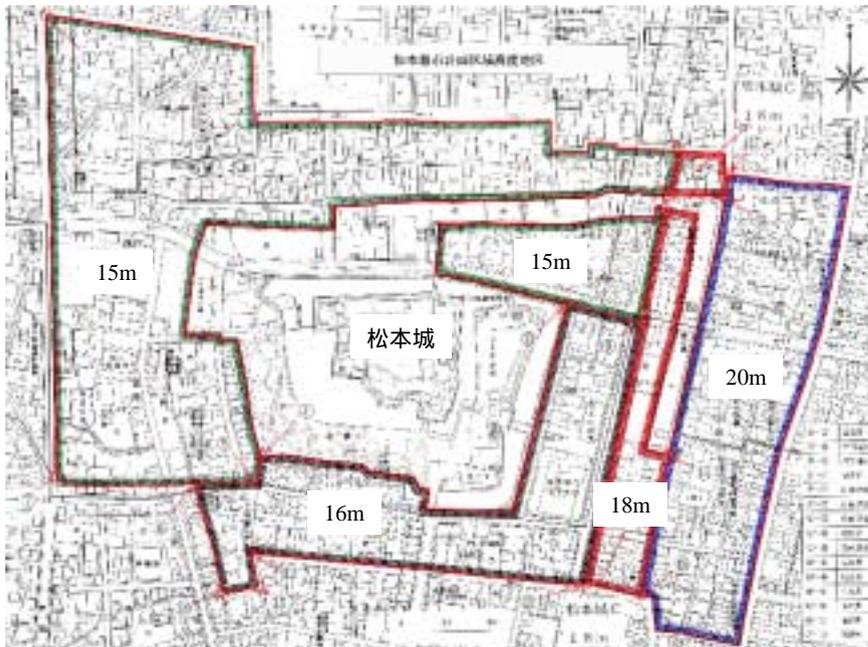
背景保全地区	事前指導の申出を行うよう要請する大規模行為	
後楽園背景保全地区	芥子山方向の地味風巻亭からの距離が2.5Km以下	地盤高を含む高さ13mを超える大規模行為
	延養亭からの距離が2.5Kmを超え、8km以下	地盤高を含む高さ40mを超える大規模行為
	操山方向の地味風巻亭からの距離が2.5Km以下	地盤高を含む高さ13mを超える大規模行為
	その他の方向の地味風巻亭からの距離が0.5Km以下	地盤高を含む高さ13mを超える大規模行為
背景保全地区	権心山からの距離が0.5kmを超え、1.0km以下	地盤高を含む高さ20mを超える大規模行為
	権心山からの距離が1.0kmを超え、1.5km以下	地盤高を含む高さ30mを超える大規模行為
	権心山からの距離が1.5kmを超え、2km以下	地盤高を含む高さ40mを超える大規模行為

(出典)岡山県HP

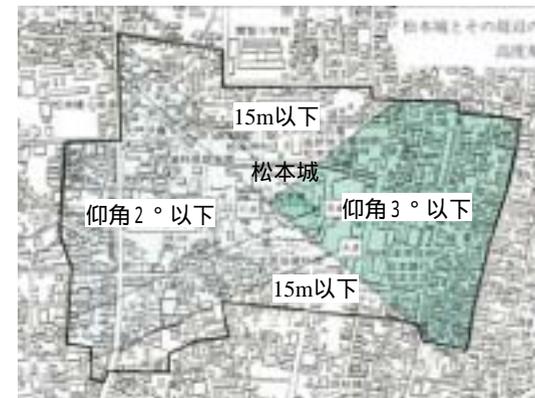
松本市では、国宝である松本城周辺の景観を保全するために、昭和47年松本城近接西側に建築された7階建てマンションを契機として「松本城とその周辺の景観保護対策(建築物の高度規制)」を策定、建築指導を行ってきたが、平成11年大手マンション事業者により景観保護対策を超えた建築計画が示され、住民に法的拘束力のある規制が必要との認識が高まったため「松本城周辺高度地区」を平成13年に都市計画決定。

高度地区の基本的考え方としては、従来の景観保護対策の基本となった「松本城とその周辺の景観保護対策」による景観保護対策精神(東西仰角)を検証し継承していくとともに、新たな既成概念を導入(天守閣の存在感保持)。松本城第2種風致地区建築制限の高さ規制15mを基本高としている。

松本城周辺高度地区の指定範囲

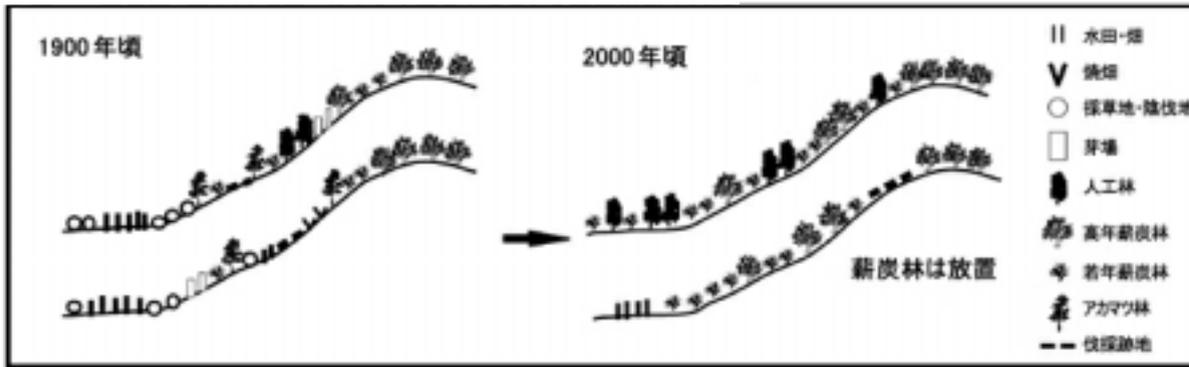


松本城とその周辺の景観保護対策



化学肥料の普及に伴う、有機肥料を供給してきた採草地や陰伐地の減少、化石燃料の普及による薪炭林の需要の減少に伴う、利用されない里山林の増加により、景観の重要な構成要素であった境界地としての「里地・里山」は消失。

里山景観の変化



(出典)京都市レッドデータブックHP

竹の侵入により荒廃した里山森林

森林に竹が侵入することにより、光が森に入らず、木々の生長を阻害



廃村となった集落



(出典)京都市レッドデータブックHP

大規模な植林



荒廃した里地里山(草原風景)



(出典)環境省「国立公園内集落地・里地里山の風景管理の現状」

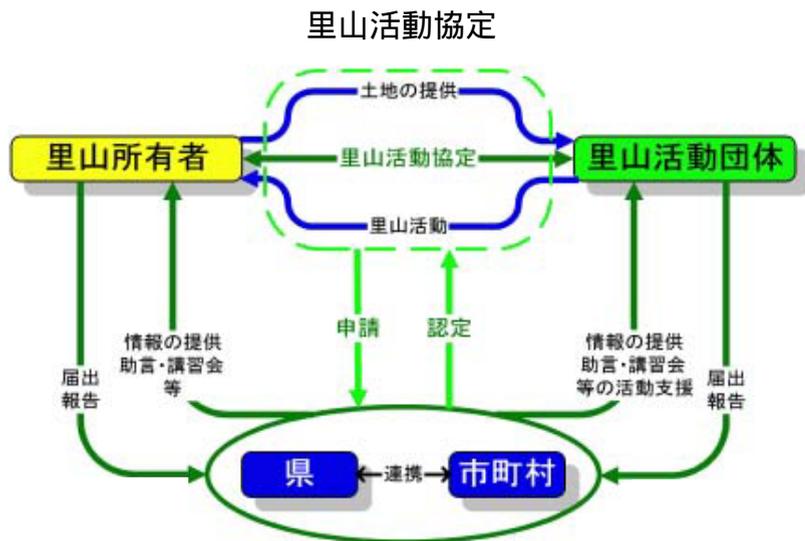
千葉県では、近年、生活様式の変化や農業生産方法の変化などにより人と里山の関わりが薄れ、人の手が加えられなくなっていることから、これを保全するため、全国の都道府県に先駆けて、里山を保全するための「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」を策定。

「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」(H15.5施行)

目 的: 里山の保全、整備及び活用について、基本理念を定め、県の責務並びに県民、里山活動団体及び土地所有者等の役割を明らかにするとともに、里山の保全、整備及び活用を促進するため必要な支援等を行うことにより、里山の有する環境の保全、災害の防止、良好な景観の形成、余暇及び教育に係る活動の場の提供、伝統的な文化の継承等の多面にわたる機能が持続的に発揮されるようにし、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保並びに活力ある社会の実現に寄与すること。

里山基本計画: 里山の保全、整備及び活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、施策についての基本的な方針や講ずべき施策等を内容とする里山基本計画を策定。

里山活動協定: 里山活動団体と土地所有者等の間において、里山の保全、整備及び活用に関する協議が成立した場合は、相互の利益を保護する観点から、協定の土地の区域、活動の内容、有効期間、違反した場合の措置等を定めた里山活動協定を締結。県はその協定が適当であると認めるときは認定。

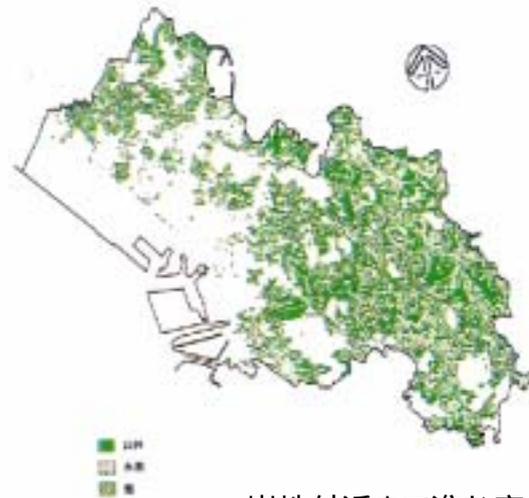
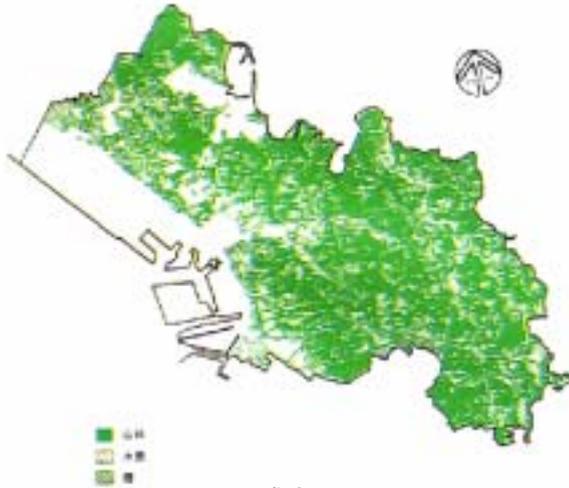


高度経済成長期以降の丘陵地の開発は、農地や谷戸などの貴重な自然の減少を引き起こし、市街地に隣接する緑地を減少させた。また、丘陵地の開発は、連続的な緑の帯である崖線の分断をもたらしている。

千葉市の緑被状況変化

昭和19年(1944年)

平成2年(1990年)



(出典)千葉市緑と水辺の基本計画

谷戸の減少

昭和47年

平成13年



(出典)国土交通省京浜河川事務所「鶴見川流域水マスタープラン」資料

崖地付近まで進む宅地開発



出典: 山口県HPより

東京都では、地域の多様な文化を創出してきた国分寺崖線を、開発による崖線の景観の分断から保全し、国分寺崖線に配慮した景観づくりを創造するため、東京都景観条例(H9.12)に基づき、平成13年6月に、国分寺崖線沿いの地域を「国分寺崖線景観基本軸」として指定し、「国分寺崖線基本軸基本計画」及び「国分寺崖線景観基本軸の景観づくり基準」を策定。

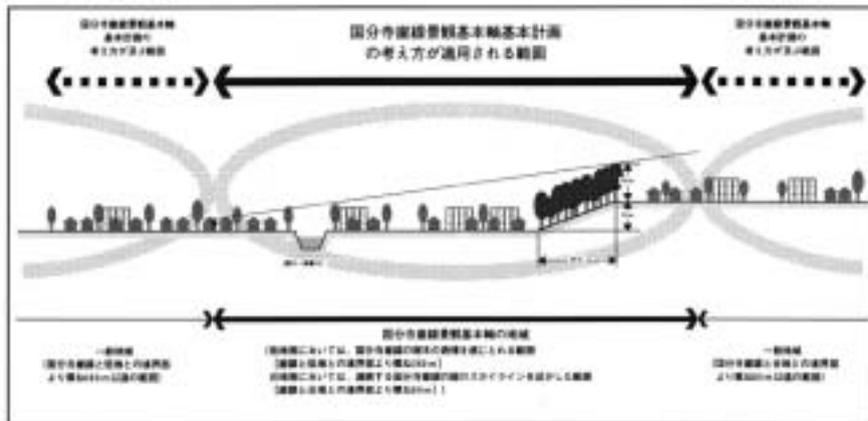
景観づくりの基本的考え方

- ・東京を代表する「緑の景観遺産」として、存在感のある連続的な緑の帯を保全し、東京の主要な景観の骨格となる景観づくりを進めるものとする。
- ・崖線の緑・湧水・河川等、優れた自然環境を保全し、それらを生かした景観づくりを進めるものとする。
- ・崖線により培われた歴史的・文化的資源を生かした景観づくりを進めるものとする。
- ・地域のまちづくりや景観づくりなどと連携を図り、崖線の魅力を生かした景観づくりを進めるものとする。

多摩川・国分寺崖線軸



国分寺崖線景観基本軸地域・一般地域の考え方



国分寺崖線景観基本軸



武蔵野公園



多摩川から見た崖線



(出典)東京都HP

我が国の海岸線の内、人工海岸は30%を占め、更に、砂礫海岸の面積は浸食等により消失が継続している。
 河川の水際線では、人工化された河岸が36%を占める。

海岸(汀線)の区別別延長

	平成4年度		昭和59年度		増減	
	延長	構成比	延長	構成比	延長	構成比
自然海岸	18,105.65km	55.2%	18,402.08km	56.7%	△296.43km	△1.4%
半自然海岸	4,467.49km	13.6%	4,511.44km	13.9%	△43.95km	△0.3%
人工海岸	9,941.78km	30.3%	9,294.54km	28.6%	647.24km	1.7%
河口部	263.96km	0.8%	263.79km	0.8%	0.17km	0.0%
合計	32,778.88km	100.0%	32,471.85km	100.0%	307.03km	

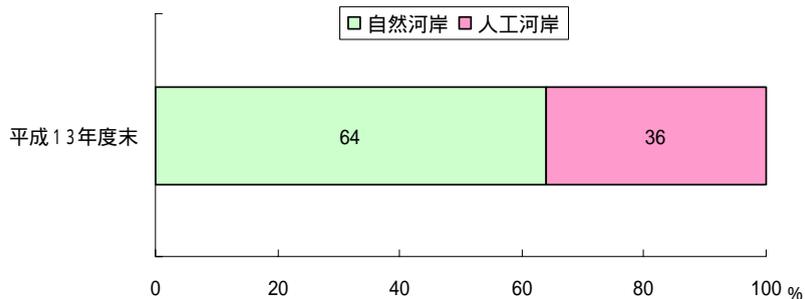
(資料：環境庁 第3回及び4回自然環境保全基礎調査「海域生物環境調査」)

海岸(汀線)の区別別延長

期間	侵食 (ha)	堆積 (ha)	消失 (ha)	年平均消失 (ha/年)
昭和～明治 (70年間)	12539	7480	5059	72
昭和～平成 (15年間)	4605	2210	2395	160

(出典)科学・技術審議会「21世紀初頭における日本の海洋政策」

1級河川(大臣管理区間)における自然河岸率



(出典)国土交通省河川局資料

消波ブロックの除去

(施工前)



(施工後)



(出典)国土交通省資料

多自然型川づくり

(施工前)



(施工後)



(出典)国土交通省河川局資料

金沢市では、我が国初の歴史的環境保全に関する条例である「金沢市伝統環境保存条例」(S43)を策定し、その後、その精神を生かしながら、都市景観づくりへの市民参加を重視するとともに、伝統環境に加えて近代的景観にも取り組む「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例」(H元)、及び「金沢市都市景観形成基本計画」(H3)を定めており、金沢の個性を生かした総合的、計画的な都市景観づくりを進めている。

また更に、上記基本計画における考え方を具体化するために、金沢の特性を保存するための条例を定められている。

これらは、歴史的風情を残す小さいまちなみを保存する「金沢市こまちなみ保存条例」(H6)や、金沢のまちなみに様々な表情を醸しだし、潤いとやすらぎを与えてくれる用水を保全する「金沢市用水保全条例」(H8)、近隣の起伏ある地形を造り、市民に憩いとやすらぎをもたらす斜面緑地を保全する「金沢市斜面緑地保全条例」(H9)などで、これら条例により、金沢の特色ある良好な景観や環境を保全するまちづくりを行っている。

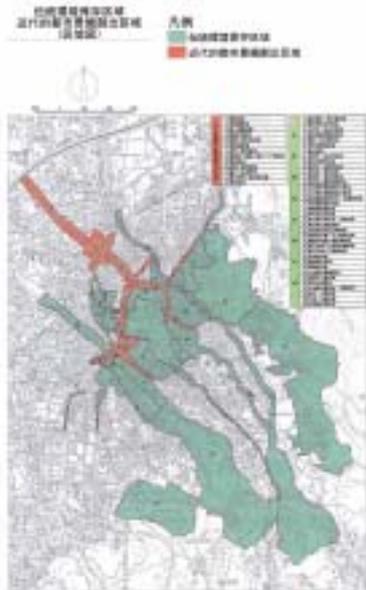
「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例」(H元.4制定)

目的: 伝統環境の保存育成と、近代的都市景観の創出を図ることにより、金沢市の個性ある美しい景観を形成して、後代の市民に継承すること。

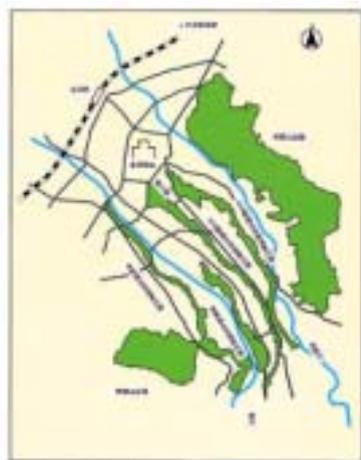
伝統環境保存区域: 木の緑、河川の清流、新鮮なる大気に包まれた自然景観とこれらに包蔵された歴史的建造物、遺跡等及びこれらと一体をなして形成される市民の環境である「伝統環境」を保存育成するために必要な土地の区域。

近代的都市景観創出区域: 伝統環境との調和を保ちながら、近代的都市機能と一体をなして形成される市民の環境である「近代的都市景観」を創出するために必要な土地の区域。

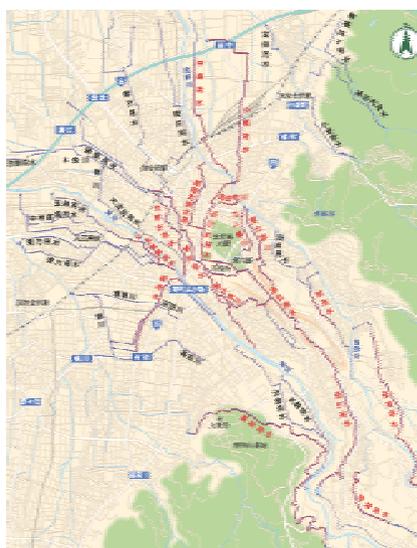
「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例」による区域指定



「金沢市斜面緑地保全条例」による斜面緑地保全区域

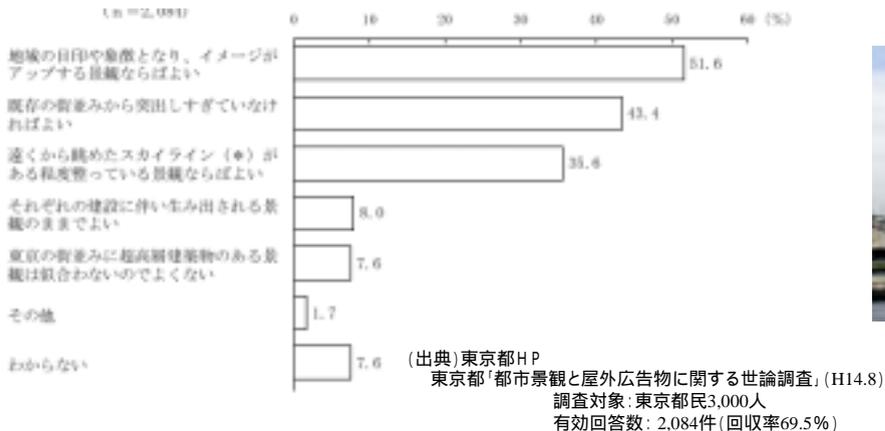


「金沢市用水保全条例」による保全指定用水(図の赤線部)



超高層建築物が生み出す都心部の景観についてのアンケートでは、「地域の目印や象徴となり、イメージがアップする景観ならばよい」とする回答に次いで、「既存の街並みから突出しすぎていなければよい」、「遠くから眺めたスカイラインがある程度整っている景観ならばよい」とする回答が多く、高層建築物と既存の街並やスカイラインとの調和が求められている。

超高層建築物が生み出す都心部の景観について どのように思うか

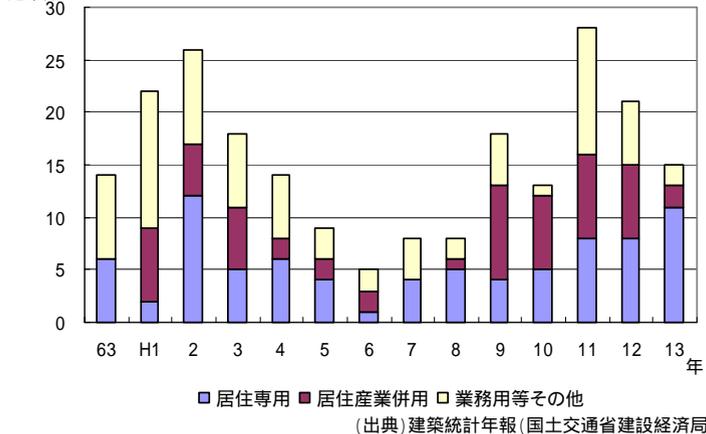


高層建築物のスカイライン (横浜)



みなとみらい21地区の地権者間で「街づくり基本協定」が締結され、内陸から海に向かって徐々に建物の高さが低くなる景観を形成

高層建築物の建築数の推移(31階以上)



(東京大手町～丸の内～有楽町)



大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりゆるやかなガイドライン」によりスカイラインのガイドラインが定められておりその厳格な運用が望まれる

環境アセスメント技術における「景観」に関する地域環境に応じた特性把握の標準的考え方

地域類型	着眼点	表現の精度及び範囲(目安)	把握すべき要素		
			大分類	要素例	
山地自然地域	山地自然地域には原生的自然やすぐれた自然が比較的多く分布しており、その中では非日常的な自然体験型の触れ合いが主体となり、行動の範囲や眺望の広がりなどが比較的大きく、資源規模も大きくなる傾向にある。また、古くからの山岳信仰などの独特の生活文化の存在にも留意が必要である。	・1/20万～1/5万 ・20～30km四方	地形的要素	特徴的な地形	緩傾斜地、急傾斜地、山頂、峠、稜線、尾根、断崖、洞窟、地形の変換点など
				水系	溪谷、滝、沢、湿地、温泉など
				内水面	湖、池沼、ダムなど
			生物的要素	動物	中型・大型獣生息地、野鳥生息地など
				植物	自然林、草原、特定植物群落など
			人文的要素	道	登山道、長距離自然歩道、自然観察路など
				歴史文化	信仰の対象物(巨木・巨石など)、寺社仏閣、文化財など
				公的施設	ビジターセンター、公園施設など
				野外レク地	スキー場、釣り場、キャンプ場、展望地など
				法指定地域など	自然公園、鳥獣保護区、保安林、天然記念物(地域)など
里地自然地域	里地自然地域には自然と人との様々な係わり合いの歴史があり、ふるさとの風景の原型として想起されてきたという特性がある。そのため、その中に存在する資源は二次的自然が多く、展開されている活動には人々にとって懐かしく、親しみやすさを与えるものが主体となる。古くから人の手が入った自然であるため、一般的には山地よりも活動範囲や規模は小さくなるものの、多くの要素がモザイク状に集まっているため、地形や景観のきめの細かさに特徴があり、多様な触れ合いの形態を可能とする点に留意が必要である。	・1/5万～1/1万 ・10～20km四方	地形的要素	特徴的な地形	緩傾斜地、急傾斜地、山頂、峠、段丘、谷戸地形、地形の変換点など
				水系	河川、河原、溪谷、土手、用水路、湿地など
				内水面	湖、池沼、ため池など
			生物的要素	動物	里地型動物生息地、野鳥生息地、ウォッチングポイントなど
				植物	雑木林、鎮守の森、巨樹・巨木林・名木、原っぱ、特定植物群落など
			人文的要素	道	古道、の道(関東ふれあいの道など)、遊歩道、ハイキング道、自然観察路など
				農地	水田、畑、果樹園など
				歴史文化	信仰の対象物、遺跡・史蹟、寺社仏閣、文化財、ランドマークなど
				公的施設	学校、資料館、公園など
				野外レク地	フィールドアスレチック、観光牧場・農園、花見の名所、の里、キャンプ場、展望地など
人口分布	人口分布	人口分布、人口密集地など			
	法指定地域など	自然公園、鳥獣保護区、保安林、緑地保全地区、天然記念物(地域)など			
	特徴的な地形	緩傾斜地、丘、小高い山、地形の変換点など			
平地自然地域	平地自然地域では高密度な人間活動がおこなわれており、まさに日常生活の中で触れ合うことのできる身近な場所に残された緑地や水辺などの自然が重要な要素となる。そのため資源の規模は一般的に小さくなる傾向にあり、従来の価値観では見落としがちな要素が主体を成す点に留意する必要がある。	・1/2.5万～1/数千 ・10km四方	地形的要素	水系	大小河川、土手、河川敷、湿地、用水路、中洲など
				内水面	湖、池沼、ため池など
				動物	ウォッチングポイントなど
			生物的要素	植物	緑道、鎮守の森、学校林、屋敷林、巨樹・巨木林・名木、原っぱ、特定植物群落など
				道	の道、遊歩道、自然観察路、サイクリングロード、散歩道など
			人文的要素	農地	水田、畑、果樹園など
				歴史文化	信仰の対象物、遺跡・史蹟、寺社仏閣、文化財、ランドマークなど
				公的施設	学校、資料館、都市公園、広場など
				野外レク地	花見の名所、ボート乗り場、展望地など
				人口分布	人口分布、人口密集地など
法指定地域など	自然公園、鳥獣保護区、緑地保全地区、生産緑地、市民農園、トラスト対象地、天然記念物など				
沿岸海域	沿岸域は海の自然と人との関わりを支える場であり、自然海岸～人工海岸、断崖～砂浜まで様々な条件が含まれることから、一概に資源の規模や活動の傾向を特定できない。ただし、水際線への接近性が高いほど、自然性が高いほど、許容し得る活動のは場は広がり、資源規模も大きくなる傾向がある。また、陸域での連続性がなくても、船を移動手段とした連続性や関連性が生じたり海域を挟んだ対岸に視覚的関連性が生じる可能性もあることに留意が必要である。	・1/20万～1/2.5万 ・後背地が山地・里地・平地のいずれの環境が主体をなしているかによって、それぞれの陸域の範囲を目安として設定するが、海域による連続性を考慮し、広めに設定することが望ましい。	地形的要素	特徴的な地形	磯、砂浜、干潟、鼻、岬、断崖、珊瑚礁、河口、潟湖、汽水湖など
				動物	タイドプール、珊瑚礁など
			生物的要素	植物	海浜植生、海岸林、マングローブ林、特定植物群落など
				道	散策道、の道、自然観察路、サイクリングロードなど
			人文的要素	歴史文化	信仰の対象物、遺跡・史蹟、寺社仏閣、文化財、ランドマークなど
				公的施設	港、灯台、棧橋、学校、資料館、公園など
				野外レク地	海水浴場、ダイビングスポット、展望地など
				人口分布	人口分布、人口密集地など
				法指定地域など	自然公園、鳥獣保護区、天然記念物(地域)など

注：「表現の精度および範囲」はあくまで一般的な目安であり、実際には事業の内容・規模および当該地域の特性に応じてケースバイケースで柔軟に対応する必要がある。また、「範囲」の km四方とは、面的な開発事業を念頭にいた表現であり、線形開発事業では事業区間に對し両側に km で範囲を設定するのが一般的である。

景観の保全に関する主な指定地域

景観関係指定地域	根拠法	指定地域等の概要	空間タイプ	景観		指定主体等	規制主体等
				眺望	圍繞		
国立公園 国定公園 都道府県立自然公園	自然公園法	優れた自然の風景地を指定し、保護するとともに、その利用の増進を図る	自然風景地			環境大臣 環境大臣 都道府県知事 (条例)	環境大臣 都道府県知事 都道府県知事 (条例)
緑地保全地区 緑化協定(区域)	都市緑地保全法	良好な都市環境を形成する上で必要な緑地として保全する地区を指定 市街地の良好な環境を確保するため、地権者等の合意により緑地の保全、緑化に関する協定を締結した区域	市街地 ～都市 近郊			都道府県知事 土地所有者等	都道府県知事 -
近郊緑地保全区域 '近郊緑地特別保全地区	首都圏近郊緑地保全法	首都圏の近郊整備地帯内において、良好な都市環境を形成する上で必要な区域を指定 'の緑地保全地区のうち、特に良好な自然の環境を有する地区を指定	市街地 ～都市 近郊			国土交通大臣 '国土交通大臣、都県知事	都県知事 '都県知事
近郊緑地保全区域 '近郊緑地特別保存地区	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	既成都市区域等において、近畿圏の建設とその秩序ある発展のために必要な樹林地を指定 'の区域において、特に必要な樹林地を指定	市街地 ～都市 近郊			国土交通大臣 '国土交通大臣、府県知事	府県知事 '府県知事
地域地区(美観地区、風致地区)	都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図る目的で定められる都市計画の中でそれぞれ以下の地区を指定 市街地の美観を維持するため定める地区 都市の風致を維持するため定める地区	都市			市町村長(風致地区で十ヘクタール以上の指定は都道府県)	都道府県知事(開発行為)
生産緑地地区	生産緑地法	良好な都市環境を形成する上で必要な農地等を指定し、適正な保全を図る	市街地			市町村	市町村長
保存樹又は保存樹	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	都市計画区域内において、都市の美観風致を維持するために必要な樹木又は樹木の集団を指定	市街地			市町村長	市町村長
(都市計画において各種都市公園を指定)	都市公園法	地方公共団体又は国が設置する公園又は緑地	市街地			国土交通大臣 都道府県知事 市町村長	国土交通大臣 都道府県知事 市町村長
保安林(保健、風致)	森林法	国土の保全と国民経済の発展を図る目的を達成する上で必要な以下の目的を有する森林を指定 微気象緩和、レクリエーション等の機能を有する保健、休養の効果のある森林 名所旧跡が一体となって価値づけられ保存が必要な森林	森林地			都道府県知事	都道府県知事
史跡名勝天然記念物 '特別史跡名勝天然記念物 伝統的建造物群保存地区 '重要伝統的建造物群保存地区 歴史的風土保存区域 '歴史的風土特別保存地区	文化財保護法	我が国の歴史上・学術上、芸術上・観賞上価値の高い重要なものを指定 '指定されたのうち特に重要なものを指定 伝統的建造物群及び一体の環境を保存するために市町村が指定した地区 'の区域で我が国にとってその価値が特に高いものを指定	全般			文部科学大臣 '文部科学大臣 市町村長 '文部科学大臣(選定)	文化庁長官 '文化庁長官 市町村長 '-
第一種歴史的風土保存地区 第二種歴史的風土保存地区 (いずれも古都保存法の歴史的風土特別保存地区(条例によって定められる地域))	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法	歴史的風土の保存上重要な部分を構成し、現在の状態で維持保存を図るべき地域を指定 著しい現状の変更を抑制し、歴史的風土の維持保存を図るべき地域を指定	建造物、遺跡等			奈良県知事 奈良県知事	奈良県知事 奈良県知事
	屋外広告物法		市街地			都道府県(条例)	都道府県(条例)

眺望景観：視覚を通じて認知される像に着目した二次元的景観

圍繞景観：眺望点周辺の物理的景観や境の状態に着目した三次元的景観

(出典) (財)自然環境研究センター「環境アセスメント技術ガイド 自然とのふれあい」の資料をもとに国土交通省国土計画局で一部加筆